

平成 27 年 11 月 13 日  
消 防 庁

## 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁では、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」の内容について平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 10 月 13 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布しましたので併せてお知らせします。

### 1 改正内容

今回の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令における主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ ガスグリドル付こんろに係る離隔距離を別表第 1 に新たに規定する。
- ・ 最大入力値が 5.8kW である IH 調理器に係る離隔距離を別表第 2 に新たに規定する。

### 2 意見募集の結果

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 10 月 13 日までの間、意見を募集したところ、本改正案についての御意見を 5 件いただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

### 3 省令の公布

消防庁では、意見募集の結果等を踏まえて検討し、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を平成 27 年 11 月 13 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁予防課 五月女補佐、境

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

# 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

平成 27 年 11 月  
消 防 庁 予 防 課

## 【改正理由】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）について、施行後 10 年以上が経過し、当初想定していなかった設備が流通してきたことから、対象火気設備等技術基準検討部会報告書（平成 27 年 3 月、以下「報告書」という。）の内容を踏まえ、当該設備への対応を図るため、改正を行う。

## 【改正内容】

### （1）ガスグリドル付こんろの別表第 1 への追加（別表第 1 関係）

家庭用ガス燃焼機器の JIS 規格に「ガスグリドル付こんろ」が追加され、今後市場に多数流通することが予想されることを踏まえ、当該機器に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。以下同じ。）について、対象火気省令の別表第 1 に規定することとする。

なお、当該機器に係る離隔距離については、報告書の内容を踏まえ、こんろ及びグリドル付こんろに係る離隔距離と同距離とする。

### （2）別表第 2 における IH 調理器の最大入力値を 5.8kW に引上げ（別表第 2 関係）

入力値が 5.8kW である IH 調理器が主流となってきたことを踏まえ、最大入力値が 5.8kW である IH 調理器（こんろ部分の全部が IH 調理器のものに限る。）に係る離隔距離について、対象火気省令の別表第 2 に規定することとする。

なお、最大入力値が 5.8kW 以下の当該機器に係る離隔距離については、報告書の内容を踏まえ、最大入力値が 4.8kW 以下の当該機器に係る従来の離隔距離と同距離とする。

### （3）その他

別表第 1 及び別表第 2 の一部について、所要の規定の整理を行う。

## 【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日

対象火気省令は各市町村において定める火災予防条例の基準を規定するものであり、省令改正後、施行日までに各市町村において条例改正を行う必要があるため、当該条例改正に必要な期間を勘案したものである。

## 意見募集の結果及び今後の対応について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する御意見及び行政の考え方について

### 1. 提出された御意見の概要

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について、平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 10 月 13 日までの間、御意見を募集したところ、本改正案についての御意見が 5 件ありました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。

### 2. 省令の公布

消防庁では、以上の意見募集の実施結果等も踏まえて検討し、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 93 号）を平成 27 年 11 月 13 日に公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政に御理解を賜るようお願いいたします。

### 3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課（担当：境）

電話 03-5253-7523

【対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	<p>厨房設備規制にガスグリドルが加えられるが、IH については別表第 1 の厨房設備内で規制せず、別表第 2 中で電気調理用機器として、設備と器具を同じ基準で規制しているが、同じ基準で安全性に問題はないか。</p> <p>また、別表第 2 になれば、別表第 1 の厨房設備欄の「上記に分類されないもの」に該当することとなり混同しやすいため、電気を熱源とするものはすべて別表第 2 での規制とするよう条文中で整理してはどうか。</p>	<p>設備又は器具のどちらであっても、入力値の離隔距離に対する影響は変わらないため、同じ基準としているものです。</p> <p>現行の対象火気省令は、別表第 1 又は別表第 2 に一般的な設備等の離隔距離を定めるほか、別途、個別に離隔距離を算出することも認めており、各設備等の設置実態に応じた規制を可能とする規定となっています。</p>	なし
No. 2	<p>対象火気省令では、第 5 条第 2 号及び第 20 条第 2 号の規定、並びに別表を第 1 と第 2 に区分した規定によって、電気を熱源とするものの離隔距離の緩和が設備・器具双方に適用できることが明確となっているが、火災予防条例例では、対象火気省令の別表第 1 と別表第 2 の内容が、別表第 3 として一つの表に統合されているため、電気を熱源とする厨房設備の離隔距離について非常に理解しにくいものとなっている。</p> <p>現状に対応できるようにとの今回の対象火気省令の改正については賛成であるが、せつかく改正された内容が意図どおりに市民側に伝わらなければ意味がない。</p> <p>対象火気省令の別表第 1 及び別表第 2 の改正内容が、疑義の生じる余地のなく各市町村の火災予防条例で規定されるよう火災予防条例例の見直しを望みます。</p>	<p>火災予防条例（例）は、対象火気省令の内容に沿ったものとなっており、同条例（例）別表第 3 の内容については、同省令別表第 1 及び別表第 2 の内容と同様としているところです。</p> <p>今回の対象火気省令の改正に伴い、火災予防条例（例）についても同様の改正を行う予定ですが、その改正の意図等が各自治体に的確に伝わるよう周知に努めます。</p>	なし

<p>No. 3</p>	<p>IH 調理器の最大入力値を 5.8kW（1口当たり 3.3kW）に引き上げることは見送るべきである。もし調理器の最大入力値を 5.8kW に引き上げる場合でも、1口当たりの最大入力値は、従来通り 3kW とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>1）現在、一般に流通している鍋、フライパン、ケトル等の調理器具は 3.0kW の IH 調理器に合わせて検査・製造されている。それを 3.3kW の IH 調理器に使用した場合の製品の安全性と機能を担保出来ない。</p> <p>2）一般財団法人製品安全協会の SG 基準の検査マニュアルでは、3.0kW の標準器を用いて検査をしている。今回の引き上げにより SG 基準との整合性が無くなる。これにより、SG 基準を取得している調理器具でも、3.0kW 以下の IH 調理器にしか使えないという、消費者にとって混乱を招く事態が起こるのみならず、火災が起きる可能性を高めてしまう。</p> <p>【同趣旨の意見 計 3 件】</p>	<p>今回の対象火気省令の改正は、最大入力値が 5.8kW（1口当たり 3.3kW）の IH 調理器が一般に普及することが想定されるという関係団体からの意見を踏まえ、その離隔距離の安全性を検証の上、別表第 2 に追加しようとするものです。</p> <p>なお、関係団体に確認したところ、IH 調理器のメーカーが 3.0kW を超える機種を販売する際には、SG 基準の調理器具で安全性に問題がないか検証を行っていると聞いております。</p>	<p>なし</p>
--------------	---	---	-----------

○総務省令第九十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項第一号及び第五条の二第一項第一号の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

総務大臣 山本 早苗

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入	カ	離			距離 (cm)	備考	
			上 方	側 方	前 方			後 方
開放炉	—	—	使用温度が $\geq 800^{\circ}\text{C}$ 以上のもの	250	200	300	200	
			使用温度が $\geq 300^{\circ}\text{C}$ 以上 $800^{\circ}\text{C}$ 未満のもの	150	150	200	150	
			使用温度が $\geq 300^{\circ}\text{C}$ 未満のもの	100	100	100	100	
炉	—	—	使用温度が $\geq 800^{\circ}\text{C}$ 以上のもの	250	200	300	200	
			使用温度が $\geq 300^{\circ}\text{C}$ 以上 $800^{\circ}\text{C}$ 未満のもの	150	100	200	100	
開放炉以外	—	—	—	150	100	200	100	

		のもの		使用温度が300°C未満のもの								
気体燃料 ふろがま	不燃以外	半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15	—	
				外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15		
				内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが21kW以下	—	15	60	15		
		密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2 注	2	2	—	
				外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	60	15	15	15		
				内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが21kW以下	—	4.5 注	—	4.5		
	屋外用	浴室外設置	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	—	—	—	
				外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	—	—	—	
				内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが21kW以下	—	—	—	—		
		浴室内設置	浴室内設置	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	—	—	—
					外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	—	—	—
					内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが21kW以下	—	—	—	—	

注：浴槽との距離距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

不燃	半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	【ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下】	—	4.5	—	4.5		
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	【ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下】	—	4.5	—	4.5		
	密閉式		内がま	21kW以下	【ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下】	—	—	—	—		
			屋外用	21kW以下	【ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下】	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下		60	15	15	15	
					39kW以下		50	5	—	5	
	気体燃料	不燃以外・不燃	上記に分類されないもの		—		60	15	60	15	
				半密閉式・密閉式	19kW以下		4.5	4.5	60	4.5	
				バーナーが隠れない							
				強制対流型							
燃	半密閉式		温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下 26kWを超え70kW以下		100 100	15 15	150 注1	15 15		

注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。  
注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。

房機	液体燃料	以外	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150	150	150	注	
												強制排気型
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	—	5	注	
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	—	150		
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	—	5		
			不燃	開放式	強制排気型	26kW以下	50	5	—	—	5	
					据置型レンジ	21kW以下	100	15	注	15	15	注
					組込型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ	14kW以下	80	0	—	—	0	
		上記に分類されないもの	開放式	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	—	0		
				使用温度が380°C以上のもの	—	250	200	300	200			
				使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100			
				使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100	50			
				フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5		
上記に分類されないもの	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	15			
			据置型レンジ	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5			
			半密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
		密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	15			
			屋外用	42kW以下	15	15	15	15	15			
			開放式	7kW以下	30	4.5	—	—	4.5			
上記に分類されないもの	開放式	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5				
		フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5				

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

ラ	不燃	半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5					
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5					
	燃	屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5				
				フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5				
	液体燃	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15				
					12kW以下	40	4.5	15	4.5				
					12kWを超え70kW以下	50	5	—	5				
					12kW以下	20	1.5	—	1.5				
					23kWを超える	120	45	150	45				
					23kW以下	120	30	100	30				
	ス	上記に分類されないもの	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5		
				半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
液体燃			不燃以外	半密閉式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
				半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
液体燃			不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
					自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
				半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
					自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5		
ト			上記に分類されないもの	不燃				—	150	100	150	100	
					開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
				液体燃	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
						開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの		内部容積が1立方メートル未満のもの			—	100	50	100	50		
							—	50	30	50	30		
				フードを付けない場合			7kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
							7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				常圧貯蔵型			7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
							7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		

注：熱対流方向が一方方向に集中する場合において160cmとする。



液体	不燃以外	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5			
			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
燃	不燃	上記に分類されないもの	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
			—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	バーナーが露出 が隠ぺい	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
				自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1	4.5
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	80	4.5
				前方放射型	7kW以下	80	15	80	80	4.5
				全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	
				自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	注1	4.5
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
				放射型	7kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
				7kW以下	7kW以下	100	50	50	50	
				7kW以下	7kW以下	100	15	100	15	
				強制対流型	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150	
				7kW以下	7kW以下	100	100	100	100	
				放射型	7kW以下	80	30	—	5	
				120	100	—	100			
80	30	—	30							
7kW以下	80	5	—	5						
7kWを超え12kW以下	80	150	—	150						
7kW以下	80	100	—	100						
—	100	50	注2	50	注2	50	注2			
液体燃料	不燃	開放式	放射型	7kW以下	100	15	15	15		
				5.8kW以下	100	15	15	15		
固体燃料	不燃	開放式	強制対流型	7kW以下	100	15	15	15		
				14kW以下	100	15	15	15		
不燃以外	開放式	バーナーが露出	加熱部が開放	卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
				卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	100	15	15	15	

注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60cmとする。  
注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

移動式こんろ		液体燃料		不燃		可燃		ガス		液体燃料		固体燃料	
外	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	バーナーが露出	卓上型オーブン・グリル(フートを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5	
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10	10	
						圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10	10	
						卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	—	0	
						卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	—	0	
						卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	—	0	
						卓上型オーブン・グリル(フートを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	—	4.5	
						卓上型オーブン・グリル(フートを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5	
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	—	4.5	
						圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	—	4.5	
						不燃以外	6kW以下	100	15	15	15	15	
						不燃	6kW以下	80	0	—	—	0	
固体燃料	—	100	30	30	30	30							

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別		入	力	離				距	備考	
				上	側	前	後			
		方	方	方	方	方	方	(cm)		
電気温風機	不燃以外	2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。		
	不燃	2kW以下	0注	0注	—注	0注	0注			
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分）が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分）が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離を示す。	
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2		
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	—	10	注1	10		
				5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2		
	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0		
				5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0		
	電気天火	不燃以外	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注		注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	2kW以下	10	4.5注	—	4.5注	4.5注		
	電子レンジ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注		注：排気口面にあつては10cmとする。
		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	—	4.5注	4.5注		
電気ストーブ（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	不燃以外	全周放射型	2kW以下	100	30	100	4.5			
			2kW以下	100	100	100				
	不燃	自然対流型	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5			
			2kW以下	80	15	—	4.5			
	不燃	全周放射型	2kW以下	80	80	—	80			
			2kW以下	80	0	—	0			
電気乾燥器	不燃以外	2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
	不燃	1kW以下	0	0	—	0				

電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5注1	0注2	—注2	0注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

## 附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令  
 新旧対照表

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省  
 令第二十四号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

別表第一（第五条、第二十条関係）						別表第一（第五条、第二十条関係）						
対象火気設備等又は 対象火気器具等の種別	入	力	離 隔 距		備 考	対象火気設備等又は 対象火気器具等の種別	入	力	離 隔 距		備 考	
			上 方	側 方					前 方	後 方		上 方
開放炉	—	—	250	200	300	200	—	—	250	200	300	200
			150	150	200	150			150	150	200	150
開放炉以外	—	—	250	200	300	200	—	—	250	200	300	200
			150	100	200	100			150	100	200	100
炉	—	—	100	50	100	50	—	—	100	50	100	50
			100	50	100	50			100	50	100	50

注：浴槽との距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	15	15
	内がま	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	—
の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	15

半密閉式  
不燃以外

注1：浴槽との距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	15	15
	内がま	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	—
の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをかつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	15

半密閉式  
不燃以外



液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	21kW 以下	ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	4.5	—	4.5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—		
			屋内用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	30	4.5	—	4.5
					ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注	—	2
不燃	39kW以下	—	—	60	15	15	15		
				50	5	—	5		
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	

液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	21kW 以下	ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	4.5	—	4.5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
			屋内用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	30	4.5	—	4.5
					ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注1	—	2
不燃	39kW以下	—	—	60	15	15	15		
				50	5	—	5		
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	

温風暖房機 液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注1： 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2： ダクト接続以外の場合にあつては100cmとする。	
				温風を前方に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100	15		
				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
		密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
				温風を前方に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
	密閉式	強制対流型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			
			不燃	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
				強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	100	60	60	60		注3： ダクト接続以外の場

温風暖房機 液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2： 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注3： ダクト接続以外の場	
				温風を前方に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100	15		
				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
		密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
				温風を前方に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
	密閉式	強制対流型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			
			不燃	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
				強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	100	60	60	60		注3： ダクト接続以外の場

合にあつては100cmとす。

注4：機器本体上方の側方又は後の距離を示す。

側方又は後の距離を示す。	開放式	不燃以外	据置型 レンジ	ドロップ アイソ 式こん ろ、キ ヤビネ ット型 グリル 付こん ろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	
				据置型 レンジ	21kW以下	80	15 注4	15	15 注4	
	開放式	不燃	据置型 レンジ	ドロップ アイソ 式こん ろ、キ ヤビネ ット型 グリル 付こん ろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型 レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
厨房設備										
気体燃料										

側方又は後の距離を示す。	開放式	不燃以外	据置型 レンジ	こんろ・ グリル 付こん ろ、キ ヤビネ ット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	
				据置型 レンジ	21kW以下	80	15 注	15	15 注	
	開放式	不燃	据置型 レンジ	組込型 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ、 キヤビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型 レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
厨房設備										
気体燃料										

使用温度が800℃以上のもの



液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下
	不燃	燃	23kWを超える	23kW以下	23kWを超える	23kW以下	23kWを超える	23kW以下	23kWを超える	23kW以下
			60	40	50	20	120	20	120	20
液体燃料	不燃以外	燃	15	4.5	15	4.5	15	4.5	15	4.5
			15	4.5	15	4.5	15	4.5	15	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	30	60	60	4.5	80	4.5	4.5	4.5
			30	60	60	4.5	80	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	15	15	15	4.5	注	4.5	4.5	4.5
			15	15	15	4.5	注	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	60	19kW以下	60	4.5	注	4.5	4.5	4.5
			60	19kW以下	60	4.5	注	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	15	7kW以下	15	15	80	4.5	4.5	4.5
			15	7kW以下	15	15	80	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	150	39kW以下	150	100	100	100	100	15
			150	39kW以下	150	100	100	100	100	15
液体燃料	不燃以外	燃	15	39kW以下	15	15	100	100	100	15
			15	39kW以下	15	15	100	100	100	15

注：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。

液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下
	不燃	燃	23kWを超える	23kW以下	23kWを超える	23kW以下	23kWを超える	23kW以下	23kWを超える	23kW以下
			60	40	50	20	120	20	120	20
液体燃料	不燃以外	燃	15	4.5	15	4.5	15	4.5	15	4.5
			15	4.5	15	4.5	15	4.5	15	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	30	60	60	4.5	80	4.5	4.5	4.5
			30	60	60	4.5	80	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	15	15	15	4.5	注5	4.5	4.5	4.5
			15	15	15	4.5	注5	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	60	19kW以下	60	4.5	注5	4.5	4.5	4.5
			60	19kW以下	60	4.5	注5	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	15	7kW以下	15	15	80	4.5	4.5	4.5
			15	7kW以下	15	15	80	4.5	4.5	4.5
液体燃料	不燃以外	燃	150	39kW以下	150	100	100	100	100	15
			150	39kW以下	150	100	100	100	100	15
液体燃料	不燃以外	燃	15	39kW以下	15	15	100	100	100	15
			15	39kW以下	15	15	100	100	100	15

注5：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。















5。「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入	距離				備考	
		上方	側方	前方	後方		
電気温風機	不燃以外	2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気こんろ	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	20 注1	— 注2	20 注1	注1：機器本体上方の側方又は後方の距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合において発熱体の外周からの距離を示す。注2：機器本体上方の
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注1	—	10 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注1	—	15 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注1	—	10 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注1	—	10 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
電気調理用機器	不燃以外	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	—	2	注2：機器本体上方の
		5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	

5。「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入	距離				備考	
		上方	側方	前方	後方		
電気温風機	不燃以外	2kW以下	4.5 注1	4.5 注1	4.5 注1	4.5 注1	注1：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		2kW以下	0 注1	0 注1	— 注1	0 注1	
電気こんろ	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	20 注2	— 注2	20 注2	注2：機器本体上方の側方又は後方の距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合において発熱体の外周からの距離を示す。注3：電気レンジでこんろ部分が電
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注2	—	15 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注2	—	15 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注1	—	10 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注1	—	10 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	2 注2	—	2 注2	
電気調理用機器	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	—	2	注3：電気レンジでこんろ部分が電
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注2	—	15 注2	

電気天火	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
			2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注		
電子レンジ	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。	
			2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注		
電気ストーブ (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5		
			2kW以下	100	100	100	4.5		
電気乾燥器	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5		
			2kW以下	100	100	100	4.5		

電気天火	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	注4：排気口面にあつては10cmとする。
			2kW以下	10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4		
電子レンジ	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	注4：排気口面にあつては10cmとする。	
			2kW以下	10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4		
電気ストーブ (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5		
			2kW以下	100	100	100	4.5		
電気乾燥器	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5		
			2kW以下	100	100	100	4.5		

電熱装置を有するもの

注4：排気口面にあつては10cmとする。

電気乾燥機	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	注5：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
電気温水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

電気乾燥機	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	注5：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
電気温水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。